

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年5月22日 08時47分ごろ
発生場所	大分県臼杵市臼杵湾内 佐志生港尾本A防波堤灯台から真方位171°430m付近 (概位 北緯33°10.4′ 東経131°50.1′)
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年6月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート（船名なし）、不明（長さ約3.02m） なし、個人所有 ガソリン機関（船外機）、出力2.94kW
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、無風、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り、荷物を取りに帰る目的で釣り場から出発地に向け航行中、左手でチラーハンドルを持って操船していたところ、船首が上がった状態となり、操船しにくいと思い、立ち上がって体勢を変えようとした際、バランスを崩して脚が同ハンドルに当たり、右に急旋回して、船体が右舷側に傾き転覆した。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用しており、付近を航行していた漁船に救助された。</p> <p>本船は、船首及び船尾に各1人乗った際は、船首尾同じ乾舷であったが、本事故当時、船長1人が船尾で操船していたので、船首側が上がった状態になっていた。</p> <p>本船は、長さが3m未満（全長×0.9）であったが、船外機の出力が2.94kW（4馬力）であったので、船舶検査を受検する必要があった。</p>
分析	<p>本船は、出発地に向け航行中、船長が、船首が上がった状態になり操船がしにくいと思い、立ち上がって体勢を変えようとした際、バランスを崩して脚がチラーハンドルに当たり、右に急旋回したことから、船体が右舷側に傾き、転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、出発地に向け航行中、船長が、船首が上がった状態になり操船がしにくいと思い、立ち上がって体勢を変えようとした際、バランスを崩して脚がチラーハンドルに当たり、右に急旋回し</p>

	<p>たため、船体が右舷側に傾き、転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長さが3 m未満の小型船舶であって出力が大きい船舶は、穏やかな水面であっても、立つとバランスを取ることが難しいため、できるだけ低い姿勢で動くこと、また、船尾部で動く際には、バランスを崩し、船外機のチラーハンドルに触れて、急旋回により転覆する可能性があるため更に慎重に動くこと。 ・ 長さが3 m未満の小型船舶であって出力が大きい船舶は、航行する速力により航行に影響を及ぼす船首浮上のおそれがあるため、船首浮上しない速力で航行すること。 ・ 推進機関の出力が1.5 kW以上の小型船舶は、登録長が3 m未満であっても船舶検査を受ける必要があるため、受検すること。